

藤沢市立大庭中学校 いじめ防止対策基本方針

基本姿勢

大庭中学校は

互いを尊重し安心して楽しく過ごせる学校を

全生徒・教職員でめざします。

1 基本的な考え方

本校では、すべての生徒の人権を守り、保障する中で、教育活動において、生徒が互いを認め、尊重し合い、支え合って、多くを学ぶとともに充実感や達成感を味わえるように取り組むことをめざします。

しかしながら、今日の教育現場において、いじめは大きな問題行動のひとつになってきています。いじめは、それを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。本校では、すべての生徒がそうした行為を行わず、また認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響や問題性の理解を深め、いじめのない学校をめざしていきます。

(いじめの定義)

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。「いじめ」に当たるか否かは、行為の対象となった生徒の立場に立って、その生徒が心身の苦痛を感じているかによって判断します。

(いじめの禁止)

本校生徒は、正当な理由なく相手を傷つけることや相手がいやな気持ちになることなどのいじめを行ってはいけません。また、どんないじめも許してはいけません。

(学校及び教職員の務め)

学校及び教職員は、すべての生徒が安心して楽しく過ごせる学校生活や教育活動をめざし、いじめの未然防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ丁寧にこれに対処し、再発防止に努めます。

(家庭との連携)

生徒に道徳観や規範意識などを身につけさせ、「他者を思いやる気持ち」や「いのちを尊ぶこころ」を育むためには、学校の教育活動だけでなく、家庭での取り組みや協力も大切です。

学校と家庭は連携していじめの未然防止に取り組み、事案の対応にあたっても、いじめを受けた生徒と行った生徒の双方の保護者を支援し、問題のよりよい解決に努めます。

(地域との連携)

生徒が社会性や規範意識を身につけ、人との関わりを学んでいくためには、学校の道徳や教育活動だけでなく、様々な機会を通じて多くの大人たちと接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人たちから存在を認められることも大切です。本校では『桔梗の会』や地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築していくことをめざします。

(生徒会等生徒の自主的活動)

本校は、生徒会などで生徒たちが自ら行う関係作りの行事やいじめ防止の活動に協力、支援を行い、生徒とともによりよい集団作りや人間関係の構築、いじめの防止等に取り組みます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 生徒一人ひとりが心の通い合う人間関係を自ら構築できるように、すべての教育活動を通じて、豊かな情操と道徳心を培うための道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行う集団作りや関係作りのための行事やいじめ防止に資する活動に対する協力、支援を行います。
- ・ 地域の高校や小学校との交流、地域の行事やボランティア活動等を通して、保護者並びに地域住民、その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守り育てる体制作りに努めます。
- ・ 全ての児童生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努めます。
- ・ 本校全教職員が生徒理解やカウンセリング・マインド、いじめの対応等について、校内外での研修や職員会議、事故防止会議等を通して理解を深め、対応能力の向上に努めます。
- ・ 生徒を見守り、小さな変化も見逃さないために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・ いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたわかりやすい授業づくりを進めていくこと、学級や学年、部活動等の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団づくりを進めていけるよう努めます。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- ・ いじめを早期に発見するための調査を次のとおり計画します。
 - ① 生徒対象学校生活アンケート 年2回
 - ② 個人面談（教育相談）を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査および生活

全般についての悩みを調査するアンケートの実施

- 生徒及び保護者が学校生活やいじめに係る相談ができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - 学級担任やその他の職員との面談
 - スクールカウンセラーとの面談
- 相談・通報のあった事案は、「大庭中学校いじめ問題対策委員会」を通して情報共有を図り、早期対応に努めます。
- いじめの防止等のための対策に資する研修を年間計画に位置付けて実施し、職員の資質向上を図ります。

※学校以外の相談窓口として、藤沢市いじめホットライン、藤沢市いじめ相談メール、24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター)などもあります。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、生徒の安全を確保します。
- その再発を防止するため、「いじめ問題対策委員会」が中心となって対応方針を協議し、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導、その保護者への助言等を継続的に行います。
- いじめを受けた生徒への支援は、スクールカウンセラーとも連携し、複数の教職員によって行います。
- いじめを行った生徒に対する指導は、その生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下で行います。
- いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒の学習権に十分に配慮したうえで、別室学習・自宅学習等いじめた生徒に対し適切な措置を講じます。
- いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、人に知らせる勇気を持つよう指導します。
- はやしたてたり、同調している生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒については、日常的に注意深く観察します。
- いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処します。

(4) 道徳教育・人権教育の充実

生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を身につけるため、学校におけるすべての教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。また多彩な講師等も活用し、いのちを大切にする心を育む教育や人権教育など多面向的な指導の

展開を図る取り組みを進めていくよう努めます。

(5) 情報モラル教育の推進

情報教育の分野では、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性など、インターネットを通した情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラルに関する指導や講話の取り組みなど、必要と思われる指導や啓発活動を行っていきます。

3 「大庭中学校いじめ問題対策委員会」の設置

いじめ防止対策推進法第22条に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「大庭中学校いじめ問題対策委員会」を設置します。

(1) 「大庭中学校いじめ問題対策委員会」の構成

校長、教頭、生徒指導主任、いじめ防止担当者、学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー

※ 必要に応じて、専門的知識や経験を有する等の第三者の参加を検討します。

(2) 活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・関係する生徒への事実関係の聴取、アンケート調査等、いじめに関連する情報の迅速な収集と記録
- ・いじめに係る事実確認、当該事実がいじめであるか否かの判断
- ・いじめに関する相談・通報への対応、情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定、事案の報告
- ・いじめを行った生徒に対する指導、支援、対応方針の決定
- ・いじめを受けた生徒の保護者との連携
- ・いじめを行った生徒の保護者との連携
- ・いじめ事案の報告
- ・他の在校生やその保護者に対する情報提供等の取組の中核的な役割
- ・学校いじめ防止基本方針の策定、見直し

(3) 会議の開催

週に1回開催される校内生徒指導担当者会にて併せて実施します。ただし、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、隨時緊急開催します。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態発生の報告

学校は、いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合には、直ちに教育委員会に報告します。

（2）重大事態の調査

教育委員会は、重大事態の調査主体や調査組織の構成員について、適切に判断し、当該調査組織により、重大事態に係る 事実関係を明確にするための調査を実施します。

学校は、調査中においても、いじめを受けた生徒の心情に寄り添い、状況に応じて継続的な支援を行います。いじめを受けた生徒が欠席を余儀なくされている 場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行います。その際、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等とも連携します。

（3）いじめを受けた生徒及び保護者への情報提供

学校または教育委員会は、調査の結果について、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、適切に情報提供及び説明を行います。

5 その他

いじめの実態把握およびいじめに対する対応を適切に行うため、次の2点を学校評価項目におき、本校の取り組みを評価・検討し、その後の取り組みに生かします。

- ・いじめの早期発見に関する取り組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関すること